

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害おける
賃貸型応急住宅実施要綱

令和8年9月2日 石川県知事決定

（目的）

第1条 この要綱は、「令和8年8月27日からの大雨」に伴い石川県内に適用された災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借上げ、賃貸型応急住宅として提供するために必要な事項を定める。

（県の役割）

第2条 県は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 国との協議に関する事
- (2) 入居条件の検討、制度の周知に関する事
- (3) 入居決定に関する事
- (4) 貸主、市町、公益社団法人石川県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会石川県本部・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下、「団体」という。）、入居者等の調整に関する事
- (5) その他県が必要と認める事

（市町の役割）

第3条 市町は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入居希望者の相談、受付に関する事
- (2) 契約に関する事
 - イ 入居希望者からの申込書、契約書等の作成依頼、受理及び補正に関する事
 - ロ 契約書の審査に関する事
 - ハ 契約の締結に関する事
- (3) 入居者の支援に関する事
- (4) 別紙「石川県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」①～⑥で定める費用の支払いに関する事
- (5) 貸主、県、市町、団体及び入居者等の調整に関する事
- (6) その他県及び市町が必要と認める事

（団体の役割）

第4条 団体は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として供給可能な物件の情報収集に関する事
- (2) 被災者からの物件相談に関する事
- (3) 貸主、県、市町及び入居者等の調整に関する事
- (4) その他必要と認める事

（宅地建物取引業者の役割）

第5条 宅地建物取引業者は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 貸主との契約に関する事
- (2) 入居者の入退去手続きに関する事
- (3) 賃貸型応急住宅の管理（入退居支援等）に関する事
- (4) 貸主、県、市町、団体及び入居者等の調整に関する事
- (5) その他必要と認める事

（入居対象者）

第6条 賃貸型応急住宅に入居できる者は、当該災害時（令和8年8月27日時点）に羽咋市、志賀町、宝達志水町及び中能登町に居住する者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

(1) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- ② 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みにより住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者

なお、住み続けることが困難な程度の傷みとは、以下のような状態をいう。

- ア 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態
- イ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態
- ウ 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており生活に支障が生じている状態
- エ ア～ウに準ずる状況により生活が困難であると石川県が認める場合

- ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている（※1）など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと市町長が認める者

※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。

※2 「長期にわたり」とは、対策におおむね1か月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。

- ④ 令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨において入居した賃貸型応急住宅が被害を受け、第6条(1)①、②又は③のいずれかの要件を満たす者で、別の賃貸型応急住宅への住み替えを希望する者

※ ただし、別の賃貸型応急住宅へ住み替えをした場合は、賃貸型応急住宅に入居していた期間を差し引いた期間となる。

- ⑤ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）

※ 「応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理実施期間が1か月を超える修理になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度であることに留意。

- ⑥ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

(2) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

（賃貸型応急住宅の条件及び経費の負担）

第7条 石川県にある住宅で、別紙「石川県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」に適合し、市町が賃貸型応急住宅として被災者に提供することに貸主が同意した住宅につき、市町が支払った所定の費用を県が負担するものとする。

（入居手続き等）

第8条 賃貸型応急住宅への入居手続きなどに必要な事項については、県が別に定める「令和8年8月27日からの大雨における賃貸型応急住宅に係る事務処理要領」によるものとする。

（その他）

第9条 その他、この要綱の施行に関し、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年8月27日に遡って適用する。

(別紙) 石川県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担

(1) 要件

①家賃	住居への入居人数(※)に応じて、家賃は次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げの対象とはならない。 i 石川県内(金沢市・野々市市を除く)で賃貸物件を借り上げる場合 <table border="1" data-bbox="531 479 1003 689"> <tr> <th>世帯人数</th><th>家賃上限額</th></tr> <tr> <td>1名</td><td>6万円以下</td></tr> <tr> <td>2名</td><td>6.5万円以下</td></tr> <tr> <td>3～4名</td><td>8万円以下</td></tr> <tr> <td>5名以上</td><td>9万円以下</td></tr> </table> ii 石川県内(金沢市・野々市市)で賃貸物件を借り上げる場合 <table border="1" data-bbox="531 784 1003 994"> <tr> <th>世帯人数</th><th>家賃上限額</th></tr> <tr> <td>1名</td><td>6万円以下</td></tr> <tr> <td>2名</td><td>8万円以下</td></tr> <tr> <td>3～4名</td><td>10.5万円以下</td></tr> <tr> <td>5名以上</td><td>11.5万円以下</td></tr> </table> ※ 入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という。)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。 (例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人	世帯人数	家賃上限額	1名	6万円以下	2名	6.5万円以下	3～4名	8万円以下	5名以上	9万円以下	世帯人数	家賃上限額	1名	6万円以下	2名	8万円以下	3～4名	10.5万円以下	5名以上	11.5万円以下
世帯人数	家賃上限額																				
1名	6万円以下																				
2名	6.5万円以下																				
3～4名	8万円以下																				
5名以上	9万円以下																				
世帯人数	家賃上限額																				
1名	6万円以下																				
2名	8万円以下																				
3～4名	10.5万円以下																				
5名以上	11.5万円以下																				
②共益費(管理費)	借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。																				
③退去修繕負担金	家賃の2か月分以内 ※ 退去時における原状回復(通常損耗、経年劣化を含む)に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。																				
④礼金	家賃の1か月分以内																				
⑤仲介手数料	家賃の0.55か月分以内																				
⑥鍵交換費 (入居時負担金)	実費																				
⑦損害(火災)保険料	県で一括加入する家財等の私財への補償を含めない損害(火災)保険料																				
⑧借上げ住宅への 入居期間	・生活の本拠として日常的に使用する持家が、第6条第1項の要件を満たす場合であって、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者については、入居の日から2年以内 ※ 長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める場合は、市長町が居住できると判断した場合は速やかに退去																				

	※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理の申込日から6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去
⑨その他条件	・耐震性が確認されている住宅（※）に限る。 ※ 原則として、建築確認（確認済証の交付日）が、昭和56年6月1日以降であるもの。 または、同等の耐震性があることについて確認されていること。 ただし、建築確認（確認済証の交付日）が、昭和56年5月31日以前であっても、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合は、この限りではない。 ・不動産仲介業者の斡旋により賃貸すること。

（２）経費の負担

①～⑥については県が負担（市町が支払い）するものとする。

②～⑥については、借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。

⑦で定める「県で一括加入する家財等の私財への補償を含めない損害（火災）保険料」は県が支払うものとする。